

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令 の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就 職の 役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国認定、 都道府県 認定の区 分	応札・応募 者数	
令和8年公認会計士試験(第Ⅱ 回短答式試験)会場借上契約 令和8年5月23日～令和8年5月 24日	支出負担行為担当官 東海財務局総務部次長 黒井 隆宏 愛知県名古屋市中区三の丸 3-3-1	令和8年5月7日	中京大学サービス株 式会社 愛知県名古屋市中区 八事本町101-2中京 大学11号館1階	5180001122333	公募により募集を行ったところ、応募 者がいなかったため条件を満たす相 手方を選定したものであり、契約価 格の競争による相手方の選定を許さ ず、会計法第29条の3第4項に該当 するため。	同種の他の契約の 予定価格を類推さ せるおそれがあるた め公表しない	2,548,000円	-					
総合健康診査業務 313人 ほか9項目	支出負担行為担当官 東海財務局総務部次長 黒井 隆宏 愛知県名古屋市中区三の丸 3-3-1	令和8年5月12日	国家公務員共済組合 連合会東海病院 愛知県名古屋市千種 区千代田橋1-1-1	2010005002559	公募を実施し、申し込みのあった者 のうち要件を満たす全ての者と契約 したものであり、競争を許さないこと から会計法29条の3第4項に該当す るため。	同種の他の契約の 予定価格を類推さ せるおそれがあるた め公表しない	@41,800円ほか	-					単価契約 予定調達総額 12,707,200円
			国家公務員共済組合 連合会名城病院 愛知県名古屋市中区 三の丸1-3-1	2010005002559									
			一般財団法人愛知健 康増進財団 愛知県名古屋市中区 清水1-18-4	7180005014558									
			一般財団法人名古屋 公衆医学研究所 愛知県名古屋市中村 区長筈町4-23	1180005004903									

(注1)「随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由」欄における括弧書きの根拠区分は、以下の随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分である。

イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの

(イ) 法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの

(ロ) 条約等の国際的取決めに、契約の相手方が一に定められているもの

(ハ) 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの

(ニ) 地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの

ロ 当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)

ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等

ニ その他

(イ) 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令 の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就 職の 役員の 数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国認定、 都道府県 認定の区 分	応札・応募 者数	

(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者がーの場合に限る。)

(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)

(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元がーの場合における出版元等からの書籍の購入

(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入

(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの

(注2)公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

※必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。